

令和5年度危険物安全週間のお知らせ

期 間 令和5年6月4日（日）～10日（土）

推進標語 〈意志つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ〉

危険物安全週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的としています。

重点実施項目

《危険物施設における保安体制の整備促進》

《危険物に関する知識の啓発普及》

■ 危険物施設における保安体制の整備促進

危険物の火災・流出事故が大きな問題となっている状況を踏まえ、現状の課題や必要な取組み等について認識を共有するとともに、保安教育の充実による人材育成・技術の伝承、想定されるリスクに対する適時・適切な取組み及び安全確保に向けた体制を確立し、危険物の事故等を予防することが重要です。

■ 危険物に関する知識の啓発普及

この機会を捉え、危険物の取扱いに伴う火災の危険性や危険物を安全に取扱うための知識・技術の習得等、危険物関係業務にあたる職員の保安に対する意識の啓発に努めることが重要です。

■ 危険物取扱者保安講習の受講等

危険物取扱者免状の所有者で、危険物製造所、貯蔵所、取扱所において危険物の取扱作業に従事する職員は、保安講習を受講しなければなりません。（消防法第13条の23）

受講期限及び写真等の書換え（10年）を忘れていることもありますので、定期的に確認してください。

＜保安講習の受講期限＞

* 新たに危険物取扱作業に従事することとなった者

従事することとなった日から1年以内。但し、従事することとなった日の前2年以内に免状の交付を受けている場合又は保安講習を受けている場合は、それぞれ免状の交付を受けた日又は講習を受けた日から最初の4月1日を起点として3年以内。

* 既に危険物取扱作業に従事している者

保安講習を受けた日から最初の4月1日を起点として3年以内。

危険物に関するご相談・・・予防課危険物係 043-481-1239

その他予防に関するご相談・・・予防課予防係 043-481-0136

佐倉市八街市酒々井町消防組合